

七小若鷺規約

第1章 総則

第1条 (名称)

本会の名称を七小若鷺と称す。

第2条 (構成)

本会は会員児童、保護者、役員で構成される。

第3条 (目的)

本会は野球活動を通し会員児童達の心身の健全な育成を図ることを目的とする。

第4条 (活動)

本会は前条の目的を達成するために以下の活動を行う。

1. 野球に関する練習
2. 連盟主催の大会および地区大会への参加
3. 他団体との交流試合
4. レクリエーション活動
5. 連盟活動への協力
6. 会員募集活動
7. その他本会の目的達成に必要な活動

第2章 会員

第5条 (会員児童)

会員児童は府中第七小学校および国立・私立小学校に在籍する児童とする。

また本会の目的に賛同した保護者の承諾があり、次条の加入登録を行った者で構成する。

第6条 (入会および退会)

本会への入会は保護者により申し込まれる入会申込書にて行う。

会員が卒業以外で退会する場合は、保護者の承諾を得て本会へ申し出を行う。

第7条 (会費)

会費は月額1000円とし、会費の徴収方法は会計に一任する。入会時のスポーツ傷害保険の初回登録費用は会員が支弁する。

中途入会者は月割徴収する。中途退会者は翌月分から月割返却する。

役員会等により本会の運営上必要と認めたときは、臨時会費を徴収することができる。

第3章 保護者

第8条 (保護者会の活動)

本会に入会した会員児童の保護者は保護者会に入会する。保護者会は本会の目的の達成に向け下記の活動を行う。

保護者は保護者会活動への参加および協力を行う。

- (1) 野球練習における支援
- (2) 大会や交流試合等における支援
- (3) レクリエーション活動における支援
- (4) 保護者相互の親睦のための活動
- (5) 新会員の募集活動
- (6) その他本会の活動に必要な事項

第4章 役員

第9条 (役員)

本会に次の役員をおく。役員は兼任を可能とする。

- (1) 代表 1名
- (2) 監督 若干名
- (3) 会長 1名
- (4) 副会長 1名以上
- (5) 会計 1名以上
- (6) 書記 1名以上
- (7) 配車 1名

第10条 (役員を選出)

役員は本会に登録した者の保護者やその主旨に賛同した者で構成され、総会で承認を得る。

第11条 (役員の仕事)

各役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 代表は学校や地区、連盟活動など、関係する団体等との連絡調整を行う。
- (2) 監督は野球指導および連盟活動への協力支援について統括する。
- (3) 会長はチーム活動および役員活動で会長としての挨拶を行う。
- (4) 副会長はチーム活動および役員活動、保護者活動が円滑に機能するよう連絡調整を行う。
- (5) 会計は本会の会計を行う。
- (6) 書記は本会の運営に必要な書類の作成管理および議事録の作成を行う。

第12条 (役員任期)

役員任期は、就任後1年目の定例総会終結時までとするが、再任は妨げない。
役員に欠員が生じた場合、補選された役員任期は、前任者の任期の残存期間とする。

第5章 会議

第13条 (役員会)

本会に役員会をおく。役員会は代表を除く本会の役員により構成する。
役員会では本会の推進役として、総会や行事、練習等、必要な活動の運営について話し合う。役員会は適宜開催する。

第14条 (総会)

総会は会長が招集する。総会は保護者と役員で構成され、本会の活動について討議しその意思を決定する。

総会は保護者および役員総数の2分の1をもって成立する。ただし委任状をもって出席にかえることができる。議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

1. 定例総会は年1回開催し、次のことを審議し、承認、決定する。
 - ・前年度活動報告
 - ・年度末決算報告
 - ・新役員紹介
 - ・本会則の改廃
 - ・新年度活動計画
 - ・新年度予算案
2. 臨時総会は役員会が必要と認めた場合、または保護者の3分の1以上の要求があった場合に会長が招集する。
3. 総会の議長はその都度決定する。

第6章 コーチ

第15条 (コーチ)

コーチは監督が任命し随時役員会で承認する。コーチは監督を補佐する。

第7章 会計

第16条 (会計)

本会の会計は、会費、ジュニアスポーツ活動事業補助金、その他の収入によって支弁する。

それにより、登録、スポーツ保険の加入、物品購入、大会参加等の諸活動の運営を行う。

第17条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年1月1日から、翌年12月31日とする。

第18条（決算）

本会の会計決算は、監査の認定を受けて総会の承認を得て成立する。

会計監査者は役員以外の保護者から選出する。

第8章 入会資格の喪失

第19条（入会資格の喪失）

会員児童・保護者は次の場合、役員会の決定により入会資格を喪失する。

- (1) 正当な理由なく練習および試合への不参加が多い場合。
- (2) 会費の滞納が3か月以上続く場合。
- (3) 本会の義務や目的に反する行為があった場合。
- (4) 目に余る行為や言動により本会に迷惑をかけ秩序を乱した場合。

第9章 補則

第20条（保険）

会員児童および監督・コーチは、スポーツ傷害保険に加入する。保護者のうち練習等の手伝いをする場合は任意に保険に加入する。

第21条（賠償の免責）

本会は活動中のけがや病気等について誠意をもって対応するが、それ以外の責任は負わない。会員の活動場所への移動・輸送についても、その車両の保険の範囲内で対応する。搭乗者保険に未加入の車両も考えられるため、会員は各自にて生命保険に加入するなど自己防衛に努める。

第22条（会則の改廃）

本会則の施行期間は定例総会承認後1年とし、会則の改廃については総会で協議する。なお会則の改正については、総会または臨時総会における出席者の過半数の同意を必要とする。

本会則にない事項については、役員会において協議する。

第23条（解散）

本会の解散は、総会または臨時総会における、出席者の過半数以上の同意を必要とする。

付則

本会則は2015年4月1日をもって発行する。

本会則は2016年1月9日をもって改定する。

本会則は2017年1月9日をもって改定する。

本会則は2018年1月8日をもって改定する。

本会則は2022年1月9日をもって改定する。

七小若鷺 入会申込書

上記の会則に同意し、七小若鷺への入会を希望いたします。

令和 年 月 日

【入会児童】

フリガナ 氏名		学年	年
住所			
学校名	小学校	生年月日	平成 年 月 日
自宅電話番号			
要望事項 (健康状態など)			
サイズ	ヘルメット S M L T シャツ () ユニフォーム ()		

【保護者】

フリガナ 氏名		続柄	
電話連絡先 (携帯・勤務先等)	①		
	②		
メールアドレス (携帯・PC等)	①		
	②		
LINE ID			

※緊急時に必ず連絡が取れるように記載してください。なお御記入いただいた個人情報につきましては、チーム運営のみに利用させていただきます。

費用について

【ユニフォーム】

・ユニフォーム・・・上：黒 ￥5500

下：練習着で使用している白いパンツ

※ユニフォームは基本自費で購入していただきます。購入を迷われている方は一定の期間でしたら、チームで保管しているユニフォームを貸し出すことができます。ゼッケンは後日配布いたします。

【練習着など】

・ヘルメット・・・・・・・・・・・・・ ￥2000

・帽子・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ￥2695

・青Tシャツ（練習の時に着用）・・ ￥1716（150まで）

・保護者用応援Tシャツ・・・・・・・・ ￥1749～（サイズによって）

【その他練習に必要なもの】

・アンダーシャツ（黒）

・練習用パンツ（白無地）

・靴下（白）・・足の裏が黒くなっているものがおすすめです。

・ストッキング（黒）

・トレーニングシューズ（白）

・スパイク（黒）

・グローブ

・バット

【その他】

・若鷲会費・・・・・・・・年間 ￥12000

集金：前期 1月（1月～6月） ￥6000

後期 6月末（7～12月） ￥6000

・スポーツ保険・・1年単位：4月～翌3月

選手→800円 大人指導者→1850円

その他大人→800円

ユニフォーム、練習着、用具など部室で保管しているものありますので、購入する前に確認していただき使用できそうなものはお使いください。確認したい方は、役員までご相談ください。指導者以外の大人の方で保険に入りたい方もご相談ください。